

大分市

介護保険制度における 住宅改修の手引き

①「住宅改修費支給制度の概要」編

目次

1. 住宅改修費支給制度について・・・P 1
2. 住宅改修費支給対象要件・・・P 1
3. 住宅改修費支給限度額・・・P 2
4. 住宅改修費支給方法・・・P 4

平成 30 年 12 月作成

大分市長寿福祉課介護給付担当班

電話（直通）097－537—5742

1. 住宅改修費支給制度について

要介護又は要支援の認定を受けている方（被保険者）が、できるだけ自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修を行う場合に、被保険者本人の申請に基づき、その**費用の一部を介護保険から住宅改修費として支給**する制度です。

→支給額と自己負担額については、2ページの「3.住宅改修費支給限度額」をご覧ください。

支給の対象となる住宅改修は、被保険者（住宅所有者）の資産形成につながらないように、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、**手すりの取付けや床段差の解消等の比較的小規模なもの**です。

→支給対象となる住宅改修の種類については、別紙②「住宅改修の種類」編をご覧ください。

また、住宅改修費の支給を受けるためには、**改修前と改修後にそれぞれ手続き**が必要です。

→手続きの方法については、別紙③「住宅改修費支給申請手続き」編をご覧ください。

2. 住宅改修費支給対象要件

次の①～⑤の要件をすべて満たしている場合に限り支給します。

- ① 大分市の被保険者であり、要介護1から5又は要支援1・2の認定を受けていること。また、その認定の有効期限が切れていないこと。
- ② 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、被保険者本人が実際に居住している住宅であること。【住民基本台帳上の住所】
- ③ 要介護・要支援の認定を受けている被保険者本人の心身の状況や住宅の状況等に照らして必要な改修であること。
- ④ 被保険者本人が入院・入所しておらず、在宅であること。
- ⑤ 住宅改修の着工前に、大分市に事前申請し施工承認を受けていること。

3. 住宅改修費支給限度額

- ① 住宅改修費の支給限度基準額は20万円です。

「基準額告示」(平成12年厚生省告示第35号)において、要介護状態区分にかかわらず同一の住宅で被保険者1人につき20万円までとされています。

20万円に達するまで数回に分けて支給申請が可能です。

- ② 被保険者本人の自己負担割合は1割から3割です。

大分市から被保険者本人に交付している「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担の割合を適用します。

負担割合は、毎年8月1日に前年の収入及び世帯状況等により判定しますが、住宅改修費の自己負担割合は、「施工費の領収書記載日」時点の負担割合を適用します。

※したがって、20万円の限度内で、対象経費の7割から9割の額を住宅改修費として介護保険から支給します。

【例1】住宅改修の総工費が20万円で支給対象経費も20万円の場合

- 1割負担の被保険者の自己負担額は2万円。保険給付額は18万円。
- 2割負担の被保険者の自己負担額は4万円。保険給付額は16万円。
- 3割負担の被保険者の自己負担額は6万円。保険給付額は14万円。

【例2】住宅改修の総工費が30万円で支給対象経費が20万円を超える場合

- 1割負担の被保険者の自己負担額は12万円。保険給付額は18万円。
- 2割負担の被保険者の自己負担額は14万円。保険給付額は16万円。
- 3割負担の被保険者の自己負担額は16万円。保険給付額は14万円。

【例3】住宅改修の総工費が20万円で支給対象経費が10万円の場合

- 1割負担の被保険者の自己負担額は11万円。保険給付額は9万円。
- 2割負担の被保険者の自己負担額は12万円。保険給付額は8万円。
- 3割負担の被保険者の自己負担額は13万円。保険給付額は7万円。

※残額の10万円が、次回申請可能です。

【例4】住宅改修の総工費が15万円で支給対象経費も15万円の場合

- 1割負担の被保険者の自己負担額は1万5千円。保険給付額は13万5千円。
- 2割負担の被保険者の自己負担額は3万円。保険給付額は12万円。
- 3割負担の被保険者の自己負担額は4万5千円。保険給付額は10万5千円。

※残額の5万円が、次回申請可能です。

③ 保険料滞納者の給付制限

介護保険料の滞納に伴う給付制限は、住宅改修費にも適用されます。

- 給付額の減額（給付率の引き下げ）の適用を受けている方
自己負担割合が9割又は8割の被保険者は7割に引き下げられますので、「介護保険被保険者証」に記載されている給付制限の期間中は、自己負担割合が前述②にかかわらず3割になります。
もともと自己負担割合が3割の被保険者の場合は、負担割合が4割で給付率が6割となります。
- 支払方法の変更の適用を受けている方
給付制限期間中は、施工費の10割を一旦負担していただいた後に住宅改修費の支給を受けることとなります。(償還払い)
→償還払いについては、4ページの「4.住宅改修費支給方法」をご覧ください。

④ 支給限度額の例外

- 転居した場合
過去に転居前の住居で行った住宅改修の実績は、転居後の住居には持ち越されないため、残額がリセットされ20万円になります。
ただし、再び転居前の住居に戻った場合は、過去の住宅改修の実績が復活します。
- 要介護状態が著しく重くなった場合
【「特例告示」平成12年厚生省告示第39号】
最初に住宅改修に着工した日と比べて、要介護状態が次表のとおり著しく重くなった（3段階アップ）場合は、残額がリセットされ20万円になります。

「介護の必要の程度」の段階	初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	例外的に残額がリセットされる要介護状態区分
第6段階	要介護5	
第5段階	要介護4	
第4段階	要介護3	
第3段階	要介護2	要介護5
第2段階	要支援2又は要介護1	要介護4・要介護5
第1段階	要支援1又は経過的要介護（旧要支援）	要介護3・要介護4 ・要介護5

※「介護の必要の程度」の段階が3段階以上あがっても自動的に例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されません。

※この例外は、同一住居・同一被保険者について1回のみ適用されます。

※転居した場合は、転居後の住宅改修に着目し例外が適用されます。

4. 住宅改修費支給方法

支給方法は、償還払いと受領委任払いの2つがあり、施工承認前の事前申請時に選択していただきます。

① 償還払い【原則】

改修工事の完了後に、被保険者が施工業者に対し施工費の全額を支払い、完了届の提出後に、大分市が被保険者に対し支給対象経費の7割から9割の金額を支払う方法です。

② 受領委任払い

改修工事の完了後に、被保険者が施工業者に対し施工費のうち支給対象経費の1割から3割の金額と支給対象外の自己負担分のみを支払い、完了届の提出後に、大分市から施工業者に対し、支給対象経費の7割から9割の金額を支払う方法です。

ただし、受領委任払いの取扱いについては、あらかじめ大分市に登録されている施工業者が請け負った場合のみ可能です。

→登録事業者の一覧は、別紙「受領委任払取扱登録事業者一覧（住宅改修）」をご覧ください。

また、**新規介護認定申請中及び介護認定変更申請中は、認定の結果が出るまで受領委任払いは選択できません。**お急ぎの場合は、償還払いを選択してください。